

あなたの暮らしをバックアップします。

火災と自然災害に
総合共済

1棟(家具類なども含めて) 1年間の共済掛金(住宅)
※加入金額は、1万円単位で設定できます。

4,000万円まで加入できます

加入金額	掛金
	一般造
500万円	12,550円
1,000万円	25,100円
2,000万円	50,200円
3,000万円	75,300円
4,000万円	100,400円

対象となる事故

火災共済 +

火災共済の対象事故に自然災害や地震などによる損害がプラスされます。

風水害

雪害

土砂崩れ

地すべり

地震、噴火、津波※1

※1 建物の損害割合が5%以上となった場合に対象となります。支払いは加入金額の50%が限度です。
※床下の浸水は対象外となります。

※建物総合共済の特約で保管中の農産物(米、麦、大豆)の補償ができます。詳しくは、お近くのNOSAIへ。

1億円まで加入することができます。

- 残存物取片付け費用共済金**
損害を受けたとき、損害共済金の10%を限度としてお支払いたします。(実費の範囲内)(地震・噴火・津波による事故を除く)
- 特別費用共済金**
共済事故で全損のとき、加入金額の10%(200万円を限度)をお支払いたします。(地震・噴火・津波による事故を除く)
- 損害防止費用共済金**
火災等の事故で損害の防止・軽減に要した費用(消火薬剤取替費用等)に対してお支払いたします。ただし、自然災害による場合は対象となりません。
- 水道管凍結修理費用共済金**
水ぬれを生じていない水道管の凍結損害に対し、その修理費用を実費で補償します。(1事故当たり10万円を限度)

安心のネットワーク
NOSAI三重

⚠️ **注意! こんなときは損害共済金をお支払いできません。**
お支払いできない項目をご確認ください。

- 1 加入者(共済金受取人)またはその法定代理人の故意、重大な過失によって生じた損害
- 2 同世帯に属する親族の故意によって生じた損害
- 3 事故の際の紛失または盗難
- 4 共済目的の性質または欠陥・消耗によって生じた損害(老朽化による雨漏り等)
- 5 戦争、外国の武力行使、内乱・革命等によって生じた損害
- 6 核燃料およびその汚染物質の特性等に起因する事故によって生じた損害
- 7 共済掛金等をお支払いいただく以前に生じた損害
- 8 損害発生通知を怠り、または故意もしくは重大な過失により不実の通知をしたり、損害調査を妨害したとき
- 9 損害防止義務に従わなかったとき
- 10 「告知義務」、「通知義務」、「重大事由による解除」により契約を解除したとき
- 11 共済金請求を3年間怠ったとき
- 12 獣害
- 13 雨漏りのみ、老朽化による損害

次の事実が発生した、もしくは発生する予定である場合は、必ずお近くのNOSAIにご連絡ください。

- 1 加入している建物等について他保険、他共済と保険契約を締結する。
- 2 加入している建物等を譲渡する。
- 3 加入している建物等を解体する。
- 4 加入している建物等が破損した。
- 5 加入している建物等の改築、増築もしくは構造変更や修繕を行う。(建物の価額に変化が生じる行為)
- 6 加入している建物等の用途変更。(住宅→店舗、民宿等)
- 7 加入している建物等について危険が著しく増大すること。(農産物乾燥機の動力増大<1.5KW以上>、店舗内での火力使用等)
- 8 上記のほか、加入時の告知内容に変更を生じさせる事実が発生したこと。

※事故発生時は速やかに連絡してください。損害評価時に損害箇所が復旧済の場合は共済金をお支払いできないことがあります。

金融商品販売法に係る重要事項

建物共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・全国農業共済組合連合会・全国共済農業協同組合連合会による責任分担を行い、広く危険分散を図るなど共済金の確実な支払ができる仕組みをとっておりますが、次のような場合には、共済金の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがあります。

- (1) 通常すべき管理、その他損害防止を怠った場合および損害防止について組合の指示に従わなかった場合
- (2) 加入申込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合
- (3) 正当な理由がなく、払込期限までに掛金の払込みを遅滞した場合
- (4) 被害発生時に組合への通知を怠り、また、重大な過失等により不実の通知をした場合

また、組合の財政状況によっては、共済金としてお支払いする金額が削減されることがあります。
※ご加入される方は、この重要事項をご了承いただいたうえ、加入申込書をご提出ください。

安心のネットワーク
NOSAI
お問い合わせ

三重県農業共済組合
〒514-0008 津市上浜町六丁目81番地11 2階
☎059(224)0505 <http://www.nosaimie.or.jp/>

建物共済

三重県の農業者のみなさんへ

おすすめ
小損害実損てん補特約と臨時費用担保特約で補償が充実!

より広く、より深く、農家のもとへ
「安心の未来」拡充運動

NOSAIの建物共済 より大きな安心で、

火災に備えて
火災共済

1棟(家具類なども含めて) 1年間の共済掛金(住宅)
※加入金額は、1万円単位で設定できます。

6,000万円まで加入できます

加入金額	掛金
	一般造
1,000万円	6,700円
2,000万円	13,400円
3,000万円	20,100円
4,000万円	26,800円
5,000万円	33,500円
6,000万円	40,200円

対象となる事故

火災

落雷

外部からの物体の衝突等
(一部内部も含む)

破裂・爆発

給排水設備に生じた事故等による水ぬれ(自然災害を除く)

盗難によるき損、汚損

騒乱に伴う破損

1棟の建物について、火災共済、総合共済合わせて

さらに
こんな補償もついています。

おすすめ
■**小損害実損てん補特約**
損害の額が30万円以下の小損害事故の場合に、加入割合に関係なく、実損害額を共済金としてお支払いすることができます。(地震等事故および自然災害事故で1万円未満の損害を除く)
※特約を附帯するには申込みが必要です。

■**失火見舞費用共済金**
自宅から発生した火災、破裂・爆発事故により、近隣など第三者の所有物に損害が生じたとき、近隣への失火見舞費用として一世帯当たり50万円(加入金額の20%を限度)をお支払いします。(煙損害・臭気付着損害を除く)

建物共済にご加入の場合は、加入資格要件が必要となります。

加入資格の詳細はお近くのNOSAIへ。

再取得価額（共済価額）

建 物 再取得価額の把握の方法

建物の再取得価額は、一般的に、建物の㎡当たり単価に㎡数を乗じて求めます。
㎡当たり単価は「用途と構造区分」に加え、「屋根材の等級と外壁のグレード」により設定された単価を用いています。

☆1 **再取得価額 = ㎡当たり単価 × ㎡数** 等級、グレードにより増減しますが、平均的単価は、下表のとおりです。

建物の用途	一般造	耐火造B	建物の用途	一般造	耐火造B
住宅	18万円	19万円	作業場・倉庫	7万円	10万円
併用住宅	13万円	17万円	事務所・集会所	13万円	17万円
納屋	9万円	11万円	店舗	19万円	25万円
物置	6万円	8万円	畜舎・堆肥舎	5万円	6万円

※門、垣、塙、カーポート等の工作物を補償の対象に加える場合は、加入時にお近くのNOSAIにご連絡ください。

家具類 簡易評価表による再取得価額

(単位:万円)

世帯人数 (子ども含む)	单身	2人		3人			4人				5人				
		1人	2人	1人	2人	3人	1人	2人	3人	4人	~2人	3人	4人	5人	
住宅 延面積	66㎡未満	860	930	1,030	960	1,060	1,310	1,070	1,100	1,460	1,590	1,170	1,500	1,700	1,870
	66㎡以上 132㎡未満	920	990	1,230	1,080	1,250	1,490	1,130	1,270	1,600	1,830	1,360	1,740	1,940	2,080
	132㎡以上 231㎡未満	1,120	1,190	1,340	1,260	1,410	1,730	1,330	1,480	1,840	2,020	1,550	1,940	2,160	2,370
	231㎡以上	1,340	1,410	1,590	1,470	1,660	1,940	1,540	1,730	2,040	2,220	1,790	2,150	2,330	2,560

大人とは18歳以上の世帯員を指す。ただし大学生については除く。
大人人数が5人を超える場合は大人1人につき220万円の加算を行う。

家具類の分類について

TVアンテナ、エアコン、照明器具など建物にボルト等で固定されており、簡単には移動できないもの(配線等含む)は家具ではなく建物の一部として扱い、建物の加入割合に応じて補償します。

●上記以外の固定されていないものが家具類となり、**家具類の加入割合に応じて補償**します。

家具類(衣類、テレビ、タンス、テーブル、椅子、冷蔵庫、洗濯機、ベッド、ストーブ等)

●引受対象外(貴金属、宝石、骨董品、絵画、その他美術品で1個の価額が30万円を超えるもの、営業用什器、備品、商品、製品、動物、植物、通貨、有価証券、電子データ等)

(注)落雷による家具類の被害は家具類へのご加入が必要です。

■ 建物共済掛金表(1年間)

物件	建物の用途	構造	火災共済						総合共済										
			共済金額 1万円当 たり掛金	加入金額					共済金額 1万円当 たり掛金	加入金額									
			1,000万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円	6,000万円	1,000万円	2,000万円	4,000万円									
普通物件	住宅 アパート 納屋 農作業場	一般造	6.7	6,700	13,400	20,100	33,500	40,200	25.1	25,100	50,200	100,400							
		耐火造B	4.3	4,300	8,600	12,900	21,500	25,800	23.2	23,200	46,400	92,800							
		耐火造A	2.4	2,400	4,800	7,200	12,000	14,400	21.7	21,700	43,400	86,800							
一般物件	併用住宅 事務所 神社 寺院 民宿	一般造	11.6	11,600	23,200	34,800	58,000	69,600	29.0	29,000	58,000	116,000							
		耐火造B	6.5	6,500	13,000	19,500	32,500	39,000	24.9	24,900	49,800	99,600							
		耐火造A	2.6	2,600	5,200	7,800	13,000	15,600	21.9	21,900	43,800	87,600							
特殊物件	加工場	一般造	30.6	30,600	61,200	91,800	4,000万円が 加入限度です		44.0	44,000	88,000	176,000							
		耐火造B	14.5	14,500	29,000	43,500	72,500	87,000					31.2	31,200	62,400	124,800			
		耐火造A	4.6	4,600	9,200	13,800	23,000	27,600					23.4	23,400	46,800	93,600			

耐火造Aとは、鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造。
耐火造Bとは、鉄骨造(柱・はり・小屋組・棟木・母屋が鉄骨で組み立てられた建物)で、外壁のすべてが不燃材料で造られたもの。
一般造とは、耐火造A、耐火造Bに該当しないもの。

小損害実損てん補特約:火災共済 780円 総合共済 2,570円 が上記の共済掛金に加算されます。
※合計加入金額1,000万円以上の場合に附帯できます。

☆3 ■ 損害共済金の計算方法(比例てん補方式で計算します)

損害共済金は、ご加入いただいた建物共済の種類や事故の形態によって計算方法が異なります。

$$\text{① 火災等の場合 (火災共済・総合共済)} \quad \text{損害額} \times \frac{\text{加入金額}}{\text{再取得価額} \times 80\%} = \text{損害共済金} \quad (\text{加入金額を支払限度とします。})$$

$$\text{② 風水害・その他自然災害の場合 (総合共済)} \quad \left(\text{損害額} - \left[\begin{array}{l} \text{再取得価額の5\%} \\ \text{または1万円の} \\ \text{いずれか低い額} \end{array} \right] \right) \times \frac{\text{加入金額}}{\text{再取得価額}} = \text{損害共済金}$$

$$\text{③ 地震・噴火・津波 (総合共済)} \quad \text{損害額} \times \frac{\text{加入金額} \times 50\%}{\text{再取得価額}} = \text{損害共済金} \quad (\text{加入金額の50\%を支払限度とします。ただし、損害割合5\%未満は支払対象外となります。})$$

★ 加入割合をご存じですか？

共済金の計算方法は再取得価額に対する加入共済金額の割合(加入割合)に応じて共済金を支払います。

<再取得価額の計算方法は再取得価額(共済価額)欄☆1を参考にしてください。>

加入を希望する建物の価額が再取得価額(共済価額)欄☆2の㎡当たり単価とかけ離れている場合はお近くのNOSAIにご相談ください。

※建物共済は引受時に建物の価額を評価するのではなく、被害発生時の再取得価額を基に共済金を計算します。

共済金計算方法の具体例

◆木造住宅 延べ面積200㎡の場合
再取得価額 18万円×200㎡=3,600万円

◆火災等の場合 (計算式は左ページ☆3の①を参考にしてください。)

加入共済金額の違いによる被害時の共済金支払額の比較(火災共済または総合共済に加入の場合)

加入共済金額	1,000万円 加入率 27.8% (1,000万円/3,600万円)	3,600万円 加入率 100% (3,600万円/3,600万円)
事故	事故発生!! 火災により住宅の一部に50万円の被害	
共済金	173,611円 50万円 × $\frac{1,000万円}{3,600万円} \times 80\%$	500,000円 50万円 × $\frac{3,600万円}{3,600万円} \times 80\%$

※加入共済金額が損害額のどちらか低い方が共済金支払い限度額となります。

◆風水害・その他自然災害の場合 (計算式は左ページ☆3の②を参考にしてください。)

①加入共済金額の違いによる被害時の共済金支払額の比較(総合共済に加入の場合)

加入共済金額	1,000万円 加入率 27.8% (1,000万円/3,600万円)	3,600万円 加入率 100% (3,600万円/3,600万円)
事故	事故発生!! 台風で屋根に50万円の被害	
共済金	136,111円 (50万円 - 1万円) × $\frac{1,000万円}{3,600万円}$	490,000円 (50万円 - 1万円) × $\frac{3,600万円}{3,600万円}$

※再取得価額の5%または1万円のいずれか低い額を小損害免責として差し引きます。

②火災共済に2,000万円、総合共済に1,600万円加入の場合

加入共済金額	1,600万円 加入率 44.4% (1,600万円/3,600万円)	
事故	事故発生!! 台風で屋根に50万円の被害	
共済金	217,777円 (50万円 - 1万円) × $\frac{1,600万円}{3,600万円}$	※火災共済には自然災害等の補償が含まれていないため、対象外となります。 ※他保険等含めて建物の再取得価額まで加入ができます。 ※家具類の共済金も建物と同様の計算方法で算出します。(地震の場合は別途)

収容農機具補償

対象農機具 再取得価額 対象となる事故および掛金率、共済金計算方法

建物に収容中の農機具(乾燥機、粉すり機等) 加入建物に収容されている全ての農機具の購入時価額の合計額
加入建物の火災共済または総合共済の対象となる事故、掛金率、共済金の計算方法と同じです。

※盗難は補償の対象外です。
※トラクター、コンバイン、田植機については「農機具損害共済」へのご加入をおすすめします。

収容農産物補償

圃場栽培中

収穫前の作物が罹災

水稲共済、陸稲共済、麦共済、大豆共済で収穫量の減収を補償。

納屋保管中

収穫後の保管農産物が罹災

建物総合共済の特約で、実損害額を補償。
※納屋等の建物総合共済への加入が前提です。

作付から出荷までをNOSAIが補償します

1. 特約の概要は

建物総合共済に加入する建物に収容されている農産物が、共済事故によって損害を受けた場合に、これを填補する特約であり、建物ごとおよび農産物の種類(米、麦、大豆)ごとに契約してください。

2. 補償対象農産物は

米、麦、大豆です。

3. 共済責任期間は

Aタイプ 短期(120日以下の期間で、申込者が選択した始期から終期までの期間)
Bタイプ 1年(建物総合共済の共済責任期間と同じ)

4. 対象となる共済事故は

火災等及び風水害、雪害その他自然災害です。(建物総合共済の共済事故と同じです)

5. 加入の仕方は

建物総合共済の加入・更改時に、申込者が、共済目的の種類、共済責任期間および共済金の支払限度額を選択してください。

6. 共済金の支払限度額

共済目的の種類ごとに、100万円から500万円までの中から、100万円単位で選択できます。

7. 共済掛金等は

支払限度額100万円当たり
Aタイプ 共済責任期間が短期 1,000円
Bタイプ 共済責任期間が1年 3,000円

8. 共済金の算出方法は

現地調査で評価した被害量に、農産物の単位当たり価額を乗じて算定します。
※地震、噴火、津波被害の場合は、共済金の支払限度額の30%が限度となります。

